## 東広島市教育委員会定例会(平成28年5月)議事録

- 1 日 時 平成28年5月26日(木)午後2時13分~午後3時6分
- 2 出席者
  - (1)教育長 下川教育長

  - (3)事務局 【学校教育部】

大垣学校教育部長、中嶋教育調整監、大畠学校教育部次長兼教育総務課 長、向井学事課長、祭田指導課長、池田青少年育成課長、藤岡学校教育部 次長兼東広島学校給食センター所長、森岡西条学校給食センター所長、富 樫八本松学校給食センター所長、高橋福富学校給食センター所長、森住豊 栄学校給食センター所長、青木河内学校給食センター所長、柴田安芸津学 校給食センター所長、武上教育総務課課長補佐兼教育総務係長兼管理係長 【生涯学習部】

天神山生涯学習部長、梶永生涯学習部次長兼生涯学習課長、平藤スポーツ 振興課課長補佐兼生涯スポーツ係長、妹尾文化課参事兼出土文化財管理センター所長兼調査係長、平賀黒瀬生涯学習センター長、中谷生涯学習課課 長補佐兼学習総務係長兼管理係長

- (4)書 記 青山主査
- 3 場 所 安芸津生涯学習センター
- 4 議 題
- (1) 報告事項
- 報告第29号 平成28年度教育交流事業について
- 報告第30号 専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて(学校の管理上の瑕疵によるもの)) 【非公開】
- 報告第31号 専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて(学校の管理上の瑕疵によるもの)) 【非公開】
- 報告第32号 専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて(学校の管理上の瑕疵によるもの))【非公開】
- 報告第33号 専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて(学校の管理上の瑕疵によるもの))【非公開】
- 報告第34号 「生徒の死亡にかかる調査委員会」に係る公金支出金返還請求訴訟の判決 について
- 報告第35号 市内小学校臨時教諭の逮捕について
- 報告第36号 臨時代理の報告について(県費負担教職員の人事異動の内申について) 【非公開】
- 報告第37号 臨時代理の報告について(県費負担教職員の人事異動の内申について)

# 【非公開】

報告第38号 公益財団法人東広島市教育文化振興事業団の経営状況について

報告第39号 平成28年度東広島市民スポーツ大会の開催について

(2) 議案

議案第23号 平成28年度東広島市一般会計補正予算(第1号)案(教育委員会関係分) について【非公開審議】【原案可決】

議案第24号 請負契約の締結について(平成27年度中学校大規模改造事業志和中学校校舎(14)(18)耐震補強工事) 【非公開審議】【原案可決】

議案第25号 請負契約の締結について(学校給食センター化事業(仮称)北部学校給食 センター新築工事(建築))【非公開審議】【原案可決】

議案第26号 東広島市教育委員会パブリックコメント手続実施要綱の制定について 【原案可決】

(3) その他

- 1 東広島市立美術館特別企画展「現代日本版画展」について
- 2 次回教育委員会定例会の日程について

## 開会 午後2時13分

○ 下川教育長: それでは、定足数に達しておりますので、平成28年5月の教育委員会定 例会を開会いたします。

本日の議事録署名委員は、織田委員と長嶋委員でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議の進行でございますが、今回の報告第30号から報告第33号まで、議案第23号から議案第25号までにつきましては、議会に報告する、または議会の議決を求める、またはその関連案件でございますので、非公開として審議したいと思います。

また、報告第36号及び報告第37号につきましては、人事案件でございますので、 非公開として報告したいと思います。

委員の皆さんのご意見を伺いたいと思います。いかがでございましょうか。

## (委員賛成)

それでは、報告第30号から報告第33号まで、報告第36号及び報告第37号並びに議 案第23号から議案第25号までについては、非公開とすることに決定します。

本日の傍聴希望はありますか。

- 大畠学校教育部次長兼教育総務課長:ございません。
- 下川教育長:わかりました。

## 報告第29号 平成28年度教育交流事業について

- 下川教育長:それでは、報告事項からですが、報告第29号平成28年度教育交流事業に ついて説明をお願いいたします。
- 大畠学校教育部次長兼教育総務課長:それでは、報告第29号平成28年度教育交流事業 につきましてご説明を申し上げます。

報告事項の1ページをお願いいたします。

まず、1の中国徳陽市教育交流でございますが、平成8年から交互に小・中学生を派遣し、表敬訪問、交流校訪問、ホームステイ等の交流活動を行っております。本年度は、7月11日から15日までの間、徳陽市の小・中学生8人を受け入れる予定としております。受入れの学校は、表に記載の小学校5校、中学校2校となっております。

次に、2の北広島市教育交流でございます。

北広島市とは毎年派遣と受入れを行っております。

表の1段目、派遣につきましては、8月22日から24日までの間で、右側に記載しております小学校9校と中学校7校からそれぞれ児童生徒一人ずつを派遣いたします。

また、表の2段目の受入れにつきましては、8月3日から6日までの間、小中学 生合わせて14人を受け入れる予定としております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○ 下川教育長:ありがとうございました。

ただいまの報告について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。 ありませんか。

では、ないようでしたら、次に行きます。

報告第30号 専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて(学校の管理 上の瑕疵によるもの))

報告第31号 専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて(学校の管理 上の瑕疵によるもの))

報告第32号 専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて(学校の管理 上の瑕疵によるもの))

報告第33号 専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて(学校の管理 上の瑕疵によるもの))

(非公開)

報告第34号 「生徒の死亡にかかる調査委員会」に係る公金支出金返還請求訴訟の判決について

○ 下川教育長:報告第34号「生徒の死亡にかかる調査委員会」に係る公金支出金返還請

求訴訟の判決について、説明をお願いいたします。

○ 中嶋教育調整監:それでは、報告資料の10ページをご覧ください。

「生徒の死亡にかかる調査委員会」に係る公金支出金返還請求訴訟の判決について、ご説明いたします。

まず、1の概要でございますが、本件の訴訟は、原告である2名の市民から、生徒の死亡に係る調査委員会は、地方自治法第138条の4第3項に規定されている附属機関の性格を有しており、附属機関は同規定により条例で定める必要があるにもかかわらず、その設置根拠が条例ではなく、要綱であることから、調査委員会の委員に対し、報酬、費用弁償を支払ったことは違法な財務会計であるとして、市長に対して、〇印に示した内容を請求されたものでございます。

2の経緯でございます。

これまでの経緯を時系列で整理しております。

平成27年5月に原告2名及び訴外1名から、地方自治法の規定に基づく住民監査請求がなされましたが、当該請求は却下され、原告2名が同年6月30日に広島地方裁判所に提起いたしました。以降、計4回の冒頭弁論が行われ、本年4月27日に判決が言い渡されたところでございます。

なお、5月9日付で原告が控訴をしております。

11ページです。3の判決の内容でございますが、本件各訴えをいずれも却下する、訴訟費用は原告らの負担とするとの判決でございます。

4の主な争点と裁判所の判断でございます。

争点は3点ございまして、1点目は、本件監査請求は適法にされたものか、2点目は、条例ではなく、要綱により設置された調査委員会委員に対する報酬等の支給は違法か、3点目は、市長に財務会計上の違法行為を阻止すべき監督責任に故意または過失が認められるかでございます。

1点目につきましては、本件監査請求が本件各支出から1年8カ月後に行われた ことについて、正当な理由があるとは言えないから、本件監査請求は、法の定めた 監査請求期間を過ぎて行われた不適法なものであるとの判断が出されました。

判断の理由は、調査委員会の活動は、結成の前から解散するまで、随時、新聞等で報道されていたこと。また、委員への報酬等の支出は予測可能であることなどから、監査請求期間を過ぎて請求する正当な理由はないとのことでございます。

このことから、本件訴訟は適法な監査請求を経ていないから、その余について判断するまでもなく、不適法であり、却下を免れないとし、2点目、3点目の争点についての判断は出されておりません。

5の今後のスケジュールといたしましては、原告が控訴しておりますので、一審 の弁護を依頼した本市の顧問弁護士に再度訴訟委任を行い、応訴することとしてお ります。

報告は、以上でございます。

○ 下川教育長:ありがとうございました。

ただいまの報告について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。 ありませんか。

ないようでしたら、次に移ります。

### 報告第35号 市内小学校臨時教諭の逮捕について

- 下川教育長:報告第35号市内小学校臨時教諭の逮捕について、説明をお願いいたします。
- 向井学事課長:報告第35号市内小学校臨時教諭の逮捕について、ご報告いたします。 資料の12ページをご覧ください。

逮捕されましたのは、小谷小学校において4月1日から7月24日までの予定で育休者の代員の臨時的任用教諭として学級担任をしておりました黒川聖二、24歳でございます。

逮捕事由は、酒気帯び運転の疑いでございます。

事案の経緯でございますが、黒川教諭は5月2日の午後6時半頃から職場の同僚職員らとの歓迎会に参加し、翌日の午前1時過ぎまで、焼酎等のアルコールを含め、飲食した後、午前1時33分頃、軽乗用車を運転しておりました。黒川教諭の運転する軽乗用車が発進と停止を繰り返していたことを不審に思ったパトロール中の警察署員に呼びとめられ、呼気検査の結果1リットル当たり0.3ミリグラム基準値の2倍のアルコールが検出されたため、現行犯逮捕されたということでございます。

対応といたしましては、5月6日の午後6時から小谷小学校にて保護者への説明会を開催し、謝罪とともに、状況報告、今後の対応について説明をしております。また、5月9日から同校に心のサポーターを一定期間配置し、児童の心のケアに努めるとともに、学級担任を変更したものでございます。

今回の法令違反を受けまして、更なる再発防止に取り組んでまいりたいと考えており、こうした信用失墜行為を再び繰り返すことのないよう、5月10日の校長会におきまして、服務規律の厳正確保について、改めて指導の徹底を指示したところでございます。

また、教職員のみならず、教育委員会職員におきましても、これまでの取組みに加えまして、服務規律の保持についての研修の実施や所属長との面談を通じて職員一人一人に服務規律の徹底を図るなど、より細かな意識改革に取り組んでまいりたいと思います。

なお、この職員につきましては、本日の報道等にもございましたけども、昨日5月25日付で任命権者である広島県教育委員会から停職6月の処分を受けまして、本市教育委員会が伝達交付いたしました。本人は、事案発覚後、辞職願を提出しておりまして、同じく同日付、昨日付で辞職をしておるところでございます。

職員の不祥事についての報告は以上でございます。

○ 下川教育長:ありがとうございました。

ただいまの報告について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

- 織田委員:以前からずっと思っていることですが、臨時職員であろうと正職員であろうと、学校の教師として一般市民は見ていますし、子どもたちもそのように思っていますので、市として研修というのは難しいだろうと思いますが、校長が指導するにしても、しっかり臨採の先生は時間をかけて指導していただかないと、特に臨採の先生には研修の機会がありませんので、十分服務に関して指導していただければと思っています。
- 向井学事課長:委員のご指摘のとおりでございます。

校長会においても、もちろん各校長へ臨時職員あるいは非常勤職員を含めてしっかり指導するように指導したところでございます。服務規律に係る通知等につきましても、特に臨時職員、非常勤職員についてもしっかりと指導ができるよう、気をつけて指導するようにという内容の文面の文書も提示したところでございますが、今後も引き続き指導のほうを徹底してまいるよう心がけていきたいと思います。

- 坂越委員:月曜日、ウイークデーに小谷で勤務して、6時半から市内へ出てきて1時まで皆と一緒に飲んで、本人の責任は大事ですが、臨採ということもあって、来るときも帰るときも、周りが気にかけるような空気はなかったのでしょうか。
- 向井学事課長:その職員の歓迎会の経緯について、ご説明させていただきます。 これは、校長、教頭は参加していない、ある意味、意思を持って集まった者の飲み会であったと聞いております。当然その中でも、どのように会場へ行くかという声かけもありましたし、飲んで別れるときにもどのように帰るのか、この職員についてもタクシー乗り場の方へ向かって一緒に歩いていたというところまでは確認されているのですが、最終的にタクシーで帰るところまでの確認は、お互いができていなかったという状況でした。
- 長嶋委員:学級担任の配置を見てみると、7月24日までということになっています。 ということは、1年の中で学級担任が確実に2人は替わることになっていたのが、 このたびの不祥事でそのクラスは先生が3人は替わることになります。そうする と、子どもたちもとても不安ですが、保護者としても、子どもたちの様子を見たと きに不安が出てきたりということがこれからあると思うので、心のサポーターにし っかりとサポートしていただきながら、保護者の方たちの声にも耳を傾けて、是非 少しでも不安が軽減できるようにお願いしたいと思います。
- 下川教育長:よろしいですか。それでは、ほかにないようでしたら、次へ移ります。

報告第36号 臨時代理の報告について(県費負担教職員の人事異動の内申について)報告第37号 臨時代理の報告について(県費負担教職員の人事異動の内申について)

(非公開)

## 報告第38号 公益財団法人東広島市教育文化振興事業団の経営状況について

- 下川教育長:それでは、次に報告第38号公益財団法人東広島市教育文化振興事業団の 経営状況について、説明をお願いいたします。
- 梶永生涯学習部次長兼生涯学習課長:それでは、公益財団法人東広島市教育文化振興 事業団の経営状況につきまして、ご報告申し上げます。

地方公共団体が資本金、基本金、その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人等につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして、この経営状況を議会に報告しなければならないこととなっており、第2回市議会定例会に報告案件として提出させていただく予定でございます。

本日は、その概要につきまして報告させていただくものでございます。

それでは、19ページをご覧ください。

1の平成27年度決算概要につきまして、各科目を前年度対比で示しております。

経常収益につきましては、基本財産運用益の受取利息が180万1,250円、事業収益 は459万2,000円、内訳は、テニス、ヨガ等、事業団の自主企画事業のスポーツ教室 参加費及び日本語教室受講料等でございます。

受託事業収益は、市等受託金が2億4,928万3,854円でございます。

雑収益は、受取利息及びコピー代等の雑収益で、合計18万6,098円でございます。

経常費用として、公益目的事業及び収益目的等事業を実施するために必要な経費 といたしまして、事業費が2億5,223万5,638円、管理費が274万2,862円でございま す。

経常収益計から経常費用計を差し引いた当期経常増減額が88万4,702円でございます。

当期の正味財産期末残高は、正味財産期首残高に当期経常増減額を加えた599万 1,575円でございます。

次に、2の受託事業等の状況でございますが、市等からの受託事業は市民文化センターの維持管理及び貸館業務など10事業で、受託金総額は2億4,928万3,854円でございます。

次に、3の平成27年度の事業概要でございます。

資料に記載しておりますとおり、(1)東広島市における教育文化芸術の振興及び 国際化の推進に関する事業、(2)東広島市におけるスポーツ教室の開催等、スポー ツ振興に関する事業を実施しております。

以上が公益財団法人東広島市教育文化振興事業団の平成27年度の経営状況の概要でございます。

続きまして、20ページをご覧ください。

平成28年度の当初収支予算書でございます。

平成28年度の経常収益につきましては、前年度当初予算額と比較して876万3,000円の減を見込んでおります。

なお、詳細につきましては、別冊の冊子によりお示ししてございます。 報告は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○ 下川教育長:ありがとうございました。

ただいまの報告について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。 よろしいですか。

それでは、ないようでしたら、次に移ります。

#### 報告第39号 平成28年度東広島市民スポーツ大会の開催について

- 下川教育長:報告第39号平成28年度東広島市民スポーツ大会の開催について、説明を お願いいたします。
- 〇 平藤スポーツ振興課課長補佐兼生涯スポーツ係長:21ページ、22ページをご覧ください。

第28回東広島市民スポーツ大会についてご案内いたします。

この大会は、各競技団体、各小学校区代表者等で構成する東広島市民スポーツ大会実行委員会が主催となり、総合開会式及び陸上の部を6月5日日曜日9時30分からアクアパーク陸上競技場で開催するものでございます。

また、球技の部を8月21日日曜日に各会場に分かれて開催をいたします。

前大会より全35小学校区での対抗戦を基本としつつ、球技の部においては、複数小学校区でのチーム編成を認めることとしております。種目及び参加資格等につきましては、お手元の資料22ページに記載の9参加資格のとおりとなっております。

教育委員の皆様におかれましてはご多忙のこととは存じますが、別途ご案内をさせていただきますので、総合開会式へのご臨席をいただきますようお願いいたします。

第28回東広島市民スポーツ大会の開催につきましては、以上でございます。どう ぞよろしくお願いいたします。

○ 下川教育長:ありがとうございました。

ただいまの報告について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。 ありませんか。

ないようでしたら、続いて議案の審議に移ります。

議案第23号 平成28年度東広島市一般会計補正予算(第1号)案(教育委員会関係分)に ついて

(非公開審議)

議案第24号 請負契約の締結について(平成27年度中学校大規模改造事業志和中学校校舎 (14)(18)耐震補強工事)

#### (非公開審議)

議案第25号 請負契約の締結について(学校給食センター化事業(仮称)北部学校給食センター新築工事(建築))

(非公開審議)

## 議案第26号 東広島市教育委員会パブリックコメント手続実施要綱の制定について

○ 下川教育長:次に、議案第26号東広島市教育委員会パブリックコメント手続実施要綱 の制定についてを議題といたします。

議案の説明をお願いいたします。

○ 大畠学校教育部次長兼教育総務課長:それでは、議案第26号東広島市教育委員会パブ リックコメント手続実施要綱の制定につきまして、ご説明申し上げます。

7ページをお願いいたします。

本市のパブリックコメント手続制度の統一化につきましては、先月4月の定例会におきまして、その概要をご報告させていただきましたけれども、本案は、東広島市教育委員会パブリックコメント手続実施要綱を制定することにつきまして提案させていただくものでございます。

1の提案理由でございます。本市教育委員会の政策等の形成の過程におきまして、政策等の案を公表し、これに対して市民の意見の提出を求め、提出された意見を考慮して政策等を定めることによりまして、教育行政運営の公正性及び透明性の向上を図るとともに、市民参画の機会を拡充し、それにより開かれた教育行政の推進に資することを目的として、新たに教育委員会パブリックコメント手続実施要綱を設定しようとするものでございます。

2の制定案でございますが、9ページをお願いいたします。

実施要綱は、8条で構成するようにしております。

第1条には目的を定めております。新たにパブリックコメント手続実施要綱を定めまして統一化することにより、事務の効率化はもとより、行政運営の公正性及び透明性の向上を図るとともに、市民参画の機会を拡充し、市民協働のまちづくりに資することを目的としております。

第2条には定義を定めております。

第1項では、対象となる政策等を整備しておりまして、対象は教育委員会の基本的な政策に関する計画や個別の教育行政分野におけます施策に関する基本的な計画若しくは方針のうち、市民生活等に影響を及ぼすと認められるものとしております。

第2項では、対象となる市民等を定義しておりまして、第1号から第5号までに 掲げる個人、団体を対象としております。

第3条には手続を定めております。

第1項は、公表の方法でございまして、教育委員会が定める場所での閲覧又は配布、そして10ページに移りまして、第2号の市のホームページへの掲載等を基本としております。

第2項では、公表資料を規定しております。公表資料は、政策の案で、具体的に は、政策等の案として、常任委員会等で報告した資料を想定しております。

第3項は、意見提出期間でございます。原則、公表の日からおおむね1か月としております。

第4項は、適用除外でございます。公益上、緊急に政策等を定める必要がある場合や用語の整理その他で実質的な内容に影響を及ぼさない、いわゆる軽微な変更の場合などは、本条第1項の規定は適用しないこととしております。

第4条には、意見の提出方法を定めております。

第1項は、持参、郵便、ファクシミリ、電子申請システム等により受け付けることとしております。

第2項は、意見の提出に際して、氏名、名称、住所等の記載を求めることとして おります。

第5条でございますけれども、提出された意見について政策等を定める際に十分 に考慮する旨を規定しております。

11ページに移りまして第6条でございますが、第6条は結果の公表を定めています。

第1項は、公表事項として政策等の名称、意見提出期間のほか、意見に対する市の考え方、意見に沿って案を修正した場合には修正内容を公表することとしております。

第2項は、非公表事項でございます。提出された意見に東広島市情報公開条例第 9条に規定する非公開情報が含まれている場合や賛否の意思のみが示されている場 合は、意見の全部又は一部を公表しないことができることとしております。

第7条には、パブリックコメント手続の実施状況の公表について定めております。実施状況は、市ホームページに一覧表を掲載し、公表することとしております。

第8条には、委任事項を定めております。

この要綱の施行期日は、平成28年6月1日としております。

説明は、以上でございます。

○ 下川教育長:ありがとうございました。

ただいまの東広島市教育委員会パブリックコメント手続実施要綱の制定について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

- 織田委員:こういう制度を設けるということは大変結構なことだと思いますが、意見 に対しての対応は大変ではないかという感想を持ちました。
- 下川教育長:よろしいですか。
- 織田委員:しょうがないです。

○ 下川教育長:ほかに何か。

それでは、ほかになければ原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

それでは、提案のとおり決定いたします。

# その他1 東広島市立美術館特別企画展「現代日本版画展」について

- 下川教育長:次に、その他に移りたいと思います。 東広島市立美術館特別企画展「現代日本版画展」について、説明をお願いいたし
- 妹尾文化課参事兼出土文化財管理センター所長兼調査係長:本日、黄色い両面刷りの チラシをつけております。

市立美術館で先週の土曜日から来月木曜日の26日まで、現代日本版画展を開催しております。木版、銅版、リトグラフ、シルクスクリーンなど、様々な技法でつくられた作品を紹介する展覧会です。これは、所蔵作品だけではなく、日本版画協会の協力によって、協会員の作品97点を昨年に引き続き今年も展示いたします。

この会期中、今週の土曜日と6月18日には出品作品の作家による作品解説、それから6月12日には新しい技法であるメディウムはがし刷り版画を体験するワークショップも開催いたします。どうぞお越しください。よろしくお願いいたします。

○ 下川教育長:ありがとうございました。

### その他2 次回教育委員会定例会の日程について

- 下川教育長:続いて、次回教育委員会の日程について、説明をお願いします。
- 大畠学校教育部次長兼教育総務課長:次回定例会につきましては、6月23日木曜日午 後3時から、市役所北館会議室201を会場としてお願いしたいと存じます。

また、7月につきましては、7月28日木曜日、時間は午後3時をご提案したいと 思います。ご検討のほどよろしくお願いいたします。

○ 下川教育長:それでは、6月は23日第4木曜日15時からでよろしいですか。 7月は、今提案がありました28日第4木曜日、15時からということでよろしいで

それでは、よろしくお願いいたします。

その他、事務局から何かありますか。

ありませんか。

しょうか。

何か委員の皆様からございますでしょうか。

ありませんか。

それでは、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

以上で会議を閉会いたします。どうもご協力ありがとうございました。

#### 閉会 午後3時6分